

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を改正する件

令和2年 4月 3日 内閣

**武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を改正する件**

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号の規定に基づき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

令和二年四月三日 内閣総理大臣 安倍 晋三

第十五号から第百十六号までを十一号ずつ繰り下げ、第十四号を第二十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十五 電源開発送変電ネットワーク株式会社

第十三号を第二十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十三 北海道電力ネットワーク株式会社

第十二号を第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 北陸電力送配電株式会社

第十一号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九 東北電力ネットワーク株式会社

第十号を第十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

十七 東京電力リニューアブルパワー株式会社

第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、第七号を第十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 中部電力パワーグリッド株式会社

十三 中部電力ミライズ株式会社

第六号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 中国電力ネットワーク株式会社

第五号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 四国電力送配電株式会社

第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 九州電力送配電株式会社

第三号の次に次の一号を加える。

四 関西電力送配電株式会社

\*\*\*\*\*